

後進性能の確認に関する事項

改正規則等

高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

後進性能の確認に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 M25 では、船舶の主推進装置は、船舶に十分な後進力を与えることができるものとする旨規定されている。

近年、船舶の後進力の確認が不十分であった船舶がタグボートや港湾施設に接触した事例が IACS に報告された。このため、IACS は、主推進装置の運転モードを前進から後進に切替える際に要する時間等の主推進装置の後進性能を、新造時に確認することについて検討を行った。その結果、当該確認をすべての船舶において行う旨規定する IACS 統一規則 M25(Rev.4)を 2017 年 6 月に採択した。

また、IACS は、就航船の主推進装置に大規模な修繕を行った場合に上記の後進性能に影響を及ぼし得ることを考慮し、当該修繕後に必要に応じて海上試運転により当該後進性能を確認する旨規定する統一規則 Z18(Rev.7)を 2017 年 6 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 M25(Rev.4)及び Z18(Rev.7)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 登録検査時の後進試験をすべての船舶において行う旨規定した。
- (2) 就航船において、主推進装置に大規模な修繕を行った場合に登録検査時の後進試験の規定を準用し後進性能を計測する旨規定した。

改正条項

高速船規則 2 編 2.1.4
鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.4, B2.3.1, B2.5.1
高速船規則検査要領 2 編 2.1.4, 2.3.1, 2.5.1